

「山形大学人文学部研究年報」投稿規程

1 投稿資格

「山形大学人文学部研究年報」に投稿の資格を有するのは、以下の者とする。

- (1) 山形大学人文学部の教員（教授、准教授、講師、助教、外国人教師）
 - (2) 山形大学大学院社会文化システム研究科学生（指導教員の推薦ある者）
- また、
- (3) 本学部教員以外の者との共同研究についても、応募を認めることがある。
 - (4) 山形大学人文学部もしくは山形大学大学院社会文化システム研究科の主催で開催された講演会の原稿も掲載可とするが、原稿依頼および原稿のとりまとめについては当該の講演会を担当した本学教員の責任においておこなう。

2 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「判例評釈」「書評」「講演」その他学術研究に資すると判断されるものとする。
- (2) これら以外に、本学部教員の研究活動に関する報告等を掲載する。

3 原稿枚数

- (1) 原稿は、各号原則として一人一編までとするが、2に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「講演」は、原則として400字詰め原稿用紙に換算して100枚以内とする。
- (3) 「判例評釈」「書評」については、原則として400字詰め原稿用紙に換算して30枚以内とする。

4 書式

刷り上がりの版型はB5版とする。なお、以下に記載のない書式の詳細については、山形大学紀要の書式に準ずるものとする。

- (1) 原稿は、縦書きもしくは横書きとする。縦書きの場合は二段組みとする。
- (2) 横書きの場合は裏表紙から始める。
- (3) 外国語論文原稿の投稿も認める。
- (4) 原稿は原則としてワープロで作成し、使用したワープロ・ソフト名を明記した電子ファイル（フロッピー・ディスクなど）とプリントアウトしたもの2部（1部は所属・氏名を記載しない）を提出する。
- (5) 日本語（外国語）の場合は外国語（日本語）のレジュメを付ける。その枚数も上記の原稿

枚数に含める。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語レジュメを編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語によるレジュメに限り、編集委員会が仲介するものとする。

5 原稿掲載の可否の決定および査読

原稿掲載の可否は、当該分野の専門家の査読を経て、編集委員会が決定する。

6 校正

- (1) 校正は執筆者の責任でおこなう。
- (2) 校正時における大幅な訂正是認めない。

7 抜刷

- (1) 抜刷を必要とする者は、投稿申し込み時に申告する。
- (2) 抜刷の作成費用は、制限部数を超過した分について執筆者の負担とする。

8 図版等

図版、図表、グラフなど印刷に特別の費用を要するものについては、執筆者の負担とする場合もある。

9 原稿提出期日

原稿提出期限は11月末とする。

10 原稿提出先

原稿は、編集委員に提出する。

11 出版権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学人文学部に対し、当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

12 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。